

けいかん

じんけんぶん か まち む
～人権文化の町づくりに向けて～



みんな
み
見にきてね!

けいせんえき ちか
桂川駅の近く
にあるよ!

おうづかそうしよく こ ぶんかん
王塚装飾古墳館

もくじ

- 『けいかん』のあゆみ 2
- 年表 4
- 啓発動画 5
- 強調月間・人権週間(人権啓発パネル展) 7
- 人権に関する三法 8
- 桂川町部落差別解消の推進に関する条例 10

けいせんまちじんけん どう わ もんだいきょうぎ かい
桂川町人権・同和問題協議会

は じ め に

すべての人は生まれながらにして自由・平等であり、人間として大切にされる人権という権利をもっています。人権文化の町づくりに向けて、私たち一人ひとりが、人権問題について正しく知り、身近な問題として考え、行動していくことが大切です。

この啓発冊子「けいかん」では、7月の福岡県同和問題啓発強調月間にあわせて本町で開催した各種事業や、人権・同和問題地域懇談会などについて紹介していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、街頭啓発・市民講座・人権同和問題地域懇談会が中止となり、従来どおりの「けいかん」発刊が困難になりました。そのため2020(令和2)年度第95回「けいかん」では、『けいかん』のあゆみと令和2年度の取組を掲載しています。



おうづか そうしょくこ ぶんかん
王塚装飾古墳館



おうづか こ ぶん
王塚古墳

桂川町「王塚古墳」

桂川町「王塚古墳」
王塚古墳は1934年に発見、
1952年 国の特別史跡第1号に
指定され、毎年春と秋に特別公
開されています。王塚装飾古墳
館は、1994年に開館し、出土品
や石室のレプリカ(複製品)が展
示されています。

おうづか こ ぶん
王塚古墳は
どこにあるの？

けいせんえき ちか
桂川駅の近くだよ！
きた とほ ぶんくらい
北へ1キロ(徒歩で10分位)



こだい
「古代くん」

みらい
「未来ちゃん」

おうづか そうしょくこ ぶんかん
王塚装飾古墳館マスコットキャラクター



『けいかん』のあゆみ

1969年7月に「同和对策特別措置法」が施行され、1972年から中学校教科書に同和問題が掲載されるようになりました。特別措置法から6年を迎えた1975年7月に「けいかん」第1号を発刊しました。

「けいかん」と名付けられたのは1975年の創刊号に、『荊の冠を、早く桂の冠に変えたいという願いからです』という理由が掲載されています。

また、第28号には、『部落差別を受けていた人々に被せられた荊の冠が、栄誉のシンボル

である桂の冠となって頭上に輝く日を願う一念からの発想にほかなりませんでした』と



人権学習風景

という記事も掲載されています。

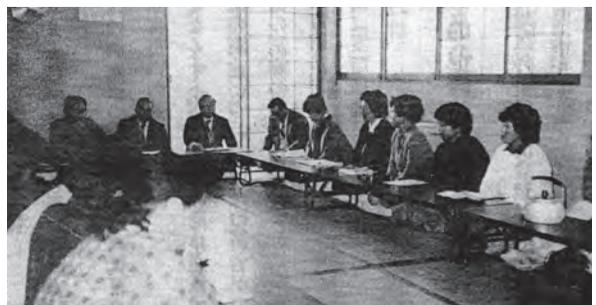
荊冠という文字は「犠牲者がその烙印を

投げ返すときが来たのだ。殉教者が、その荊冠を祝福されるときが来たのだ」という水平社宣言文に見ることが出来ます。部落解放同盟旗（荊冠旗）にも荊冠が描かれています。



この荊冠について当時の中学校の補助教材 “にんげん” には『キリストがゴルゴダの丘の十字架の上で荊の冠をおしつけられたその受難の象徴としての「荊冠」であり、部落大衆に対する残酷な差別の現実を象徴している』とも記述されています。

地域懇談会は、1971年に「部落の歴史」「教科書問題」をテーマで2回行い、第3回から部落問題について法律や同和事業、人権意識をテーマに第30回まで行い、第31回から様々な人権問題をテーマで懇談をしました。



懇談会の様子



『けいかん』のあゆみ

すいしんいん さいしよちょうさんやく じよげんしゃ かいおこな
 推進員は最初町三役が助言者で3回行い、
 だい かい どう わきょうせいすいしん い いんかい かいほううんどう
 第4回から「同和行政推進委員会、解放運動
 すいしんい いんかい がっこうどう わきょういくすいしんい いんかい しゃかい
 推進委員会、学校同和教育推進委員会、社会
 どう わきょういくすいしん い いんかい きろくがかり やくばしよくいん
 同和教育推進委員会」と記録係（役場職員）
 めい ねんだい かい だい かい あら
 の5名で2008年第38回まで、第39回から新
 けいせんまちじんけん どう わ もんだいきょうぎ かい じんけんきょういく
 たに「桂川町人権・同和問題協議会、人権教育
 けいはつすいしん い いんかい やくば ちやう きろくがかり
 啓発推進委員会、役場課長」と記録係として



すいしんいんけんしゅうかい ようす
推進員研修会の様子

やくば かりちやう おこな ねん げんざい すいしんいん めい きろくがかり おこな よ
 役場係長で行って来ました。2016年から現在の推進員3名と記録係で行っています。呼
 な さいしよ ぶらくもんだいこんだんかい はじ だい かい どう わ もんだい ち いきこんだんかい だい
 び名も最初は「部落問題懇談会」として始まり、第24回から「同和问题地域懇談会」第
 かい じんけん どう わ もんだい ち いきこんだんかい か とし たいけん
 29回から、「人権・同和问题地域懇談会」に変わって行きました。また、この年から体験
 てきさん か がたがくしゅう すいしんいん さんかしゃ そ はな あ こんだんかいけいしき おこな よう
 的参加型学習となり、推進員が参加者とテーマに沿って話し合う懇談会形式で行う様に
 なりました。



がつ どう わ もんだいけいはつきょうちやうげっかんけんすいまく
7月 同和问题啓発強調月間懸垂幕
けいせんまちこうみんかみん
(桂川町公民館)



がつ どう わ もんだいけいはつきょうちやうげっかん
7月 同和问题啓発強調月間
がいどうけいはつ けいせんえき
街頭啓発 (桂川駅)

じんけん どう わ もんだい ち いきこん
 人権・同和问题地域懇
 だんかい むかし
 談会はずいぶん昔から
 していたんだね！



ねんふくおかけん がつ どう わ もんだいけいはつきょうちやうげっかん けいせんまち ねん けいせんまち
 1981年福岡県が7月を同和问题啓発強調月間とさだめ、桂川町も1982年から桂川町
 どう わ もんだいけいはつきょうちやうげっかん がいどうけいはつ ちやうない しょ げんざい ちやうない しょ こうえんかい おこな
 同和问题啓発強調月間とし、街頭啓発（町内3ヶ所、現在は町内5ヶ所）や講演会を行って
 だい かい こうえんかい どう じ ぶらくかいほうどうめいちゅうおうほんぶ しょ き ちやう うえすぎ さいちろうし
 います。第1回の講演会は当時部落解放同盟中央本部書記長の上杉佐一郎氏の
 ちいきかいぜんたいさくとくべつ そ ち ほう こうえん
 「地域改善対策特別措置法について」の講演でした。

しみんこうざ れいわ ねん ど かいめ ちいきこんだんかい かいめ むか
 市民講座は令和2年度で38回目、地域懇談会は50回目を迎えることになっていま
 しんがた かんせんしやうかくだいぼう したいさく ちゅうし れいわ ねん ど けいはつどう が さくせい
 が、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止、令和2年度は啓発動画の作成や
 けいはつ てん おこな さんしやう
 啓発パネル展のみを行いました。5・6ページを参照してください。

年 表

西暦	昭和	西暦	平成
一九六五	四十	一九九九	十一
一九六九	四十四	二〇〇九	二十一
一九七一	四十六	二〇一六	二十八
一九七二	四十七		
一九七四	四十九		
一九七五	五十		
一九八一	五十六		
一九八二	五十七		
一九八九	元年 平成	二〇一九	元年 令和
一九九三	五		

<p>「同和对策審議会答申」が出される</p> <p>「同和对策特別措置法」施行</p> <p>第一回部落問題懇談会開催</p> <p>中学校社会科教科書に同和问题が掲載</p> <p>「学校同和教育推進委員会」設置</p> <p>桂川町隣保館が開館する</p> <p>「けいかん」第二号発行</p> <p>福岡県が七月を同和问题啓発強調月間と定める</p> <p>桂川町同和问题啓発強調月間を定める</p> <p>街頭啓発・人権講演会「市民講座」実施</p> <p>「桂川町同和问题の早期解決に関する条例」施行</p> <p>「部落問題懇談会」から「同和问题地域懇談会」に名称変更(第二十四回)</p>	<p>「同和问题地域懇談会」から「人権同和问题地域懇談会」に名称変更(第二十九回)</p> <p>「人権・同和问题協議会」設置</p> <p>「人権教育啓発推進委員会」設置</p> <p>「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行</p> <p>「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行</p> <p>「部落差別の解消の推進に関する法律」施行</p> <p>「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」施行</p>
--	--

“ 啓発動画 ”

2018年からの取り組みとして、7月の「福岡県同和問題啓発強調月間」に併せて、啓発動画を作成しました。桂川町のホームページとケーブルテレビで放映し、大変好評でした。

今年のテーマは人権キャッチボールです



親の都合で子どもを虐待しないでください！



生まれた場所や住んでいる
所で判断しないでね！

インターネットは便利だけど何が
正しいかを考えてください！



差別していることに気づか
ないことってあるよね！





6

いじめも差別だよ
見ているだけでも同じだよ！

おかしいことは、おかしいと
言える人になりたい！



7

今も、いろんな差別によって苦しめられて
いる人がいることを忘れないでください！



8



9

人権・同和問題は私たち一人ひとりの問題
です。差別のない桂川町を実現しましょう！



10

2019年12月19日に「桂川町
部落差別の解消の推進に関する
条例」が施行されました。

早くゲームセットになるように
私たち一人ひとりが差別のない
町づくりをしていきましょう！

STOP! 新型コロナウイルス感染症に
関する偏見や差別をなくそう！



～確かな情報に基づき、冷静な行動を～

桂川町人権・同和問題協議会



が けい せん まち じん けん どう わ もん だい けい は つ き よ う ち ょ う げ つ か ん と り く み
7月の桂川町人権・同和問題啓発強調月間の取組

ば た け ん す い ま く せ つ ち
① のぼり旗・懸垂幕の設置



ち ょ う り つ と し ょ か ん ま え
 町立図書館前



じ ゅ う み ん
 住民センター

アンケートより

ぶ ら く し ゅ っ し ん し ゃ わ た し
 部落の出身者である私として
 も 勇 気 あ ふ れ る 展 示 で し た 。
 ぜ ひ 、 さ ら に 規 模 を 拡 大 し て
 行 っ て い た だ け と 幸 い で す 。
 あ り が と う ご ざ い ま し た 。

じん けん て ん え ぐ ち じん けん う た て ん
② 人権パネル展 江口いと（人権の詩展）



ち ょ う り つ と し ょ か ん が つ に ち が つ か
 町立図書館 6月29日～7月5日



や く ば が つ か に ち
 役場ロビー 7月6日～15日

アンケートより

こ こ ろ く
 とても心に来る
 な い よ う
 内容でした。
 こ の よ う な 知 る
 き か い
 機会をいただきま
 して、ありがとう
 ご ざ い ま し た 。

が つ じん けん し ゅ う か ん と り く み が つ か か
12月の人権週間の取組(12月4日～10日)

じん けん けい は つ て ん に ほ ん こ く けん ぽ う こ お も あ ら じん けん か ん み つ ほ う り つ
人権啓発パネル展 (日本国憲法に込められた思い・新たな人権に関する三つの法律)



ち ょ う り つ と し ょ か ん が つ つ い た ち が つ か
 町立図書館 12月1日～12月6日



や く ば が つ か が つ に ち
 役場ロビー 12月7日～12月16日

アンケートより

き ほ ん て き じん けん そ ん ち ょ う こ く み ん み な こ う へ い
 基本的人権の尊重、国民皆の公平
 か ん が か た じ ゅ う けん り と う と く
 な 考 え 方 、 自 由 と 権 利 等 、 特 に パ
 も の が た
 ネルが物語っています。



アンケートより

ふ だ ん し こ と
 普段知る事がないのでこのような
 て ん じ
 展示があることで勉強になりました
 た 。 あ り が と う ご ざ い ま し た 。

人権に関する三法

平成 28 年に、人権に関する3つの法律が施行されました

障害者差別解消法

※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 28 年 4 月 1 日施行)

役所や会社やお店などが、障がいのある人に、障がいを理由に差別することを禁止しています。

また、障がいのある人から、バリア (障壁) を取り除いてほしいと伝えられたとき負担が重過ぎない範囲で対応することが求められています。

互いのその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指しましょう。



くるま ひと じりき ひこうき
車イスの人が自力で飛行機
の
に乗ったよね。
しょう しゃ こうりてきはいりよ
障がい者への合理的配慮が
ひつよう
必要なんだよね!!

●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



ヘイトスピーチ解消法

※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(平成 28 年 6 月 3 日施行)

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことで、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

ヘイトスピーチをなくし、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う社会を築きましょう。

とくてい くに ひと
特定の国の人たちを
はいじよ かつどう
排除するための活動
かいじょう か
に会場を貸すことは
でき
出来ないよ!



ぶ ら く さ べ つ か い し ょ う す い し ん ほ う 部落差別解消推進法

※ ぶ ら く さ べ つ か い し ょ う す い し ん か ん ほ う り つ 部落差別の解消の推進に関する法律

へいせい ねん がつ にちしこう
(平成 28 年 12 月 16 日施行)

いまだに残る部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することがこの法律の目的です。

また、インターネットの普及とともに、部落差別を助長するかのようないきいきとした情報が書き込まれるなどもあり、部落差別を解消し一人ひとりが大切にされる社会の実現が望まれます。

そのため国は、部落差別解消のために次の3点を取組むことを明記しています。

- ① そうだんたいせい じゅうじつ 相談体制の充実
- ② きょういく けいはつ 教育・啓発
- ③ じったいちよう さ 実態調査

もくてき
(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

くに ぶ ら く さ べ つ そんざい みと
国が「部落差別は存在する」と認め
ほうりつ
たから法律ができたんだね!!

さんほう せいしきめいしやう
※は三法の正式名称です。



桂川町部落差別の解消の推進に関する条例

もくてき (目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別の現状が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない桂川町を実現することを目的とする。

まち せきむ (町の責務)

第2条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に必要な施策を推進するものとする。

ちょうみん せきむ (町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

そうだんたいせい じゅうじつ (相談体制の充実)

第4条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

きょういくおよ けいはつ じゅうじつ (教育及び啓発の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実に努めるものとする。

すいしんたいせい じゅうじつ (推進体制の充実)

第6条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

ちょうさ じっし (調査の実施)

第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び県が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

い にん (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

ふ そく 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

じんけん で まえこうざ 人権出前講座

けいせんまち じんけんもんだい こうし はげん きぼう そ
桂川町では、人権問題について講師を派遣し、ご希望のテーマに沿って
ふか じんけん どうわ もんだい まな じんけん で まえこうざ
より深く人権・同和問題について学んでいただくため「人権出前講座」を
じっし りよう
実施しています。ぜひ、ご利用ください。

たい しょう
・対象 おおむね 10 人以上の町民の皆さまが実施する集会や団体
れい ろうじんかい ふ じんかい かいしゃ きょうせいく
例：老人会、婦人会、会社、行政区など

・テーマ 「同和問題」「女性問題」「障がい者問題」「高齢者問題」
「アイヌの人々」「外国人問題」「ハンセン病回復者問題」など

ひ よう
・費用 無料です。(会場使用料が必要な場合は申込者負担)

まずは、人権センターにご一報を！

そう だん じ ぎょう 相談事業 (秘密厳守)

じんけん じんけん どうわ もんだい そうだん なん
人権センターでは、人権・同和問題はもちろん、よろず相談(何でも)を
う かか こ はな そうだんいんじょうちゅう
受けています。ひとりで抱え込まず話してみませんか。(相談員常駐)

じんけん かいけつ せんもんき かん つな
人権センターで解決できないことは、専門機関に繋がります。

へん しゅう こう き ～編集後記～

れいわ ねんど がつ どうわ もんだいけいはつきょうちゅうげっかん と く がつ じんけん どうわ もんだい ちいき
令和2年度は、7月の同和問題啓発強調月間の取り組みや10月の人権・同和問題地域
こんだんかい さまざま と く しながた かんせんしゅうかくたいぼう したいさく ちゅうし
懇談会をはじめ様々な取り組みが新型コロナウイルス感染症拡大防止対策により中止と
なりました。

こくない しながた かんせんしゅう かくたい ともな ふ あん へんけん かんせんしや
国内での新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、不安や偏見により、感染者やその
かそくとう ひ ぼうちゅうしやう さべつてき たいおう じんけんしんがいの お
家族等への誹謗中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が起きています。また、
かんせんしやう ちりやう いるやかんけいしや しょくば あつか こ ほういくえん
感染症の治療にあたった医療関係者が職場で「ばいきん」扱いされ、子どもが保育園へ
とうえんきよひ かそく つと さき しゅっせん みあわ あら じんけん かいだい ほうどう
の登園拒否や家族が勤め先から出勤を見合されるなど、新たな人権課題が報道されてい
ます。偏見や差別的な言動に同調せず、確かな情報に基づいて冷静に行動しましょう。

ひとり こうどう ふ れんさ た き
一人ひとりの行動で、負の連鎖を断ち切りましょう。

ちやうみん みなさま り かい きやうりよく ねが
町民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

と あ さき じんけん
問い合わせ先/人権センター ☎0948-65-1187 fax0948-65-5004

メールアドレス rinpoka@town.keisen.fukuoka.jp

ホームページ http://www.town.keisen.fukuoka.jp/